

令和3年5月14日

学生 各位

副学長（学生支援担当）  
中村和之

## 5月17日以降の本学における課外活動について（通知）

令和3年4月12日付け通知にて、課外活動団体の活動を停止しているところですが、この度県内の感染者数減少により、本学の活動指針が「レベル2」に引き下げられました。これに伴い、5月17日より、課外活動については下記の通りの取り扱いとします。

**今後の感染拡大状況により、改めて活動停止とする可能性があります**ので、今後の活動を計画する際には留意ください。なお、**大学の認可を受けていない非公認の団体（令和2年12月1日付けの通知を受け、活動届を提出した団体を除く）**については、引き続き活動を停止とします。

**（非公認団体で活動再開を希望する団体は、各キャンパス事務担当まで申し出てください。）**

記

### 1 課外活動の再開について

**令和3年5月17日（月）から レベル2（カテゴリー：警戒）**

屋内での活動：原則として禁止とするが、以下の禁止・制限事項の遵守を条件として活動を許可する。

屋外での活動：以下の禁止・制限事項の遵守を条件として、活動可能とする。

### 2 禁止・制限事項等

#### 【禁止事項】

- **飲食を伴う集会（飲み会・カラオケ・BBQ等）の禁止**
- **緊急事態宣言（都道府県が個別に発出するものを含む）への移動は禁止とする。**
- **宿泊を伴う合宿や登山等の活動の禁止**

宿泊を伴い長時間行動をともにする合宿や登山等の活動については、引き続き禁止とします。

※詳細は別紙「富山大学における課外活動段階的緩和の目安について」を参照

#### 【制限事項】

- 3密を避けられない屋内（※）での活動は禁止する。  
※部室、音楽練習室等の屋内では30分に1度換気を行うこと。換気を行わず長時間継続しての活動は禁止とする。
- 屋外での活動については、更衣室等利用の際は人数制限を行う、食事の際等も密を避け、活動の妨げにならないときはマスクの着用をする等、十分な注意をはらうこと。
- 活動に際しては、各団体が定めた「新型コロナウイルス感染症拡大防止へのリスク対策」を遵守し、団体代表者は、構成員に対策の内容を十分に周知すること。
- その他の禁止・制限事項が発生した場合、各キャンパスからの指示に従い活動すること。

**体調に異常を感じた時には、速やかに保健管理センターに相談すること。**

### 3 課外活動利用施設について

体育館等の課外活動施設について、各キャンパスの指示に従い利用してください。

#### 【参考】

- ◆ 本学 web サイト「**新型コロナウイルスに関する対応について**」  
<https://www.u-toyama.ac.jp/news/2020/COVID-19.html#student>
- ◆ **新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）**  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

【事務担当】

学務部学生支援課

TEL：076-445-6126